

舟橋村条例第 6 号

舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年舟橋村条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表以外の部分中「及び第 29 条」を削り、同項の表中

「

第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
------------------	---------------------------------------	--

」

を

「

第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
------------------	---------------------------------------	---

」

に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項本文中「以下この章において」を「以下」に改める。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条の見出し中「情報の提供等」を「適切な措置」に改め、同条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 10 項の改正規定、第 12 条第 5 項の表の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。